

龍昌院旧蔵観音菩薩坐像からみる可賀および高木家の信仰

安藤 均

The Beliefs of Kaga and the Takagi's as Seen in the Seated Statue of the Kannon
(Goddess of Mercy) Formerly Owned by Ryushoin Temple.

ANDO Hitoshi

はじめに

令和二年度、岐阜県博物館では龍昌院（岡山県倉敷市）に所蔵されていた観音菩薩坐像の寄贈を受けた。当該像は厨子と一体化しているが、その厨子の背面には美濃で交代寄合として勢力を張った高木家に関連した由来が記されている。美濃の近世を語る上で高木家の存在は不可欠で、当館にも、土俵空穂をはじめとする高木家関連資料が所蔵されている。本稿では、このたび寄贈を受けた龍昌院旧蔵観音菩薩坐像を通じて、十八世紀前半の高木家の動向について考察を進めることとする。

一、観音菩薩坐像の概要

当該像は、像高約三二cm（台座・光背を含む）で、幅二一・四cm、奥行十七cm（いずれも下部張り出し部分を除く）、高さ四一cmの厨子に納められている。高髻を結び、宝冠を頂き、表情は半眼閉口となっている。さらに、右手は施無畏印を結び、左手には蓮華を持っていた様子が窺えることから、典型的な聖観音菩薩の容貌といってもよい。また、光背は雲で覆われた舟形である。厨子の扉には位牌の絵とともに、観音像側から見て、左側に「濟正院殿雲嶽清閑居士」、右側に「速証院殿桂室高円大姉」と記されている。

この像の由緒を伝える、厨子背面に記された墨書は左の通りである。（読点については執筆者が適宜補った。）

這大悲尊容者、高木氏源貞則公女

可賀、双親在日集所賜簡墨、謹手形

摸之、以資冥福者也、

享保七歲次壬寅季春仲幹、

桑門良鞭記焉

墨書は享保七年（一七二二）に良鞭（黙隠良鞭）という僧が記したものである。それによれば、この観音像は高木貞則の息女である可賀という人物が、両親が存命の時に、送られた手紙を集め、手形を写して作成したもので、これによって冥福を祈ったものであるという。「手形」には、手を墨で塗って押し付けた判、筆跡・書、金銭貸借に係る証書や契約書、旅行のための証明書など様々な意味があるが、両親からの手紙に手の判が押されるのは一般的ではなく、証明書などとした場合は意味が通じなくなってしまうので、ここは筆跡・書の意味であろう。すなわち、両親からもらった手紙を集めてこれらを可賀が書写をした、という意味だと考えられる。しかしこれでは、手紙を書写することと像とが今一つ結び付かない印象は否めないが、このことについては後述する。

なお、「享保七歲次壬寅季春仲幹、桑門良鞭焉を記す」という書き方から、享保七年とは良鞭が墨書した年に過ぎず、観音像自体はそれよりも前にすでに作られていたと考えられる。

二、可賀とその両親について

まずはこの観音像の制作主体であった可賀について確認していくが、その前に彼女の生家である高木家についてその概要を述べておこう¹⁾。

高木家は和国高木郷を本貫とし、享祿元年（一五二八）に美濃国石津郡に移り、駒野に居城を構えたという。高木貞政の時代には斎藤家に仕えたが、永祿七年（一五六四）織田信長的美濃侵攻に際して高木直介（貞久）が信長に内応、天正二年（一五七四）には今尾に居城を移した。本能寺の変後は羽柴秀吉からの圧力を受け、織田信雄に臣従し、小牧・長久手の戦いにも参加した。信雄の改易にともない美濃を一時離

れたものの、小牧・長久手の戦いの際に忠誠を誓って以来、徳川家康に接近した。

その後関ヶ原合戦の軍功によって高木三家（西・東・北）は石津郡の時・多良郷計四千三百石を拝領し、江戸時代を通じて交代寄合に列し、大名に準ずる格を得ていた。

可賀は、『高木家文書』（名古屋大学附属図書館蔵）に含まれる寛政三年（一七九一）十月の「先祖書」²や『寛政重修諸家譜（以下、寛政譜とする）』によれば、西高木家四代（高木家六代）³・貞則の四女とされているが、文政五年（一八二二）にまとめられた「高木系譜」⁴では、貞則の六女とされている。可賀の生涯については、霊鷲院（愛知県日進市）が所蔵する、宝暦二年（一五六二）の「観自在菩薩塑像一千軀藕絲袈裟記」・成立年代不詳の「霊鷲院微笑大姉行由并手造円通薩埵朝鮮・琉球拝受契券及太上天皇瞻礼睿感所賜三夕和歌記（以下、行由記とする）」、霊鷲院にある無縫塔台石の墓誌などから明らかになっており⁵、すでに川口高風氏⁶による詳細な研究が進められている。これら霊鷲院関係史料と氏の研究成果に加え、『寛政譜』や遠山家の系図が残る『士林沂泗』⁷で情報を適宜補いながら、その生涯を概観していこう。

元禄四年（一六九一）四月八日に生まれた可賀は、宝永三年（一七〇六）、尾張藩家老・遠山景供に正室として嫁いだ。しかし自身には子ができなかったため、景供と側室の間に生まれた景慶・貞刻の兄弟と一人の女子を養子として育てた。その一方で、幼い頃から仏教への信仰が篤く、享保二年（一七一七）には丹波龍福寺（現京都府船井郡京丹波町）開山の断崖独橋の下で菩薩戒を受けて有髪のまま得度すると、微笑尼⁸と号した。そして同十四年には開基として霊鷲院を建立、頑翁曳石を開山とした。

翌十五年に夫・景供が没すると、景慶を遠山家の跡継ぎに、さらに翌年に生家である西高木家の六代・貞輝が没すると貞刻を西高木家の跡継ぎにそれぞれ据えた（西高木家当主となってからは篤貞に改めたか）。その後もしばらく、若い景慶が当主を務める遠山家の家政を取り仕切った後、寛保三年（一七四三）には剃髪し、尼僧として諸国を行脚した後、宝暦六年（一七五六）に示寂している。

実子ではなかったものの、生家である西高木家と、嫁ぎ先である遠山家の跡継ぎをそれぞれ養育したという点で、両家に果たした役割は大きかったと考えられる。興味深いことに、自ら建立した霊鷲院はもとより、西高木家の菩提寺である正林寺にも墓

碑が建立されている。

厨子扉の左右に記された法号⁹は可賀が冥福を祈った対象であろう。高木家については先述の「先祖書」・『寛政譜』・「高木系譜」や、「高木系譜」とほぼ同時期の成立である「御当家御代々御忌日記（以下、御忌日記とする）」などで法号と人物を照合することができる。今その一例を呈示しよう。（以下の掲載史料は、漢字表記については新字体に改め、句読点は執筆者が適宜補った。）

【史料A】「高木系譜」

一六代目 生国武蔵 台徳院様御従弟違

高木新兵衛貞則

（中略）

宝永七庚寅年六月廿日卒、享年八十歳

法号 濟生院一漚清閑居士 墓ハ館西ノ岡ニ有之

（中略）

室 養父貞勝女

延宝三乙卯年十一月六日卒、享年難相分

法号 貞順院釈正清大姉 墓ハ館西ノ岡ニ有之

後室 京都住人

木村四郎右衛門女

享保二丁酉年十一月十四日卒

法号 速証院桂室高円大姉 墓ハ館西ノ岡ニ有之

ここから、「済生院」とは可賀の父である西高木家四代・貞則であることが分かる。しかし、高木家の法号を記した史料ではいずれも「一漚」とあり、観音菩薩坐像のように「雲嶽」と記した例は見当たらない。これは看過できない問題であるが、現在のところ明確な解答は得られていない。

一方で、「速証院殿桂室高円大姉」は貞則の後室として記される木村四郎右衛門女

と分かる。後室は一般的には未亡人を示すが、ここでは延宝三年（一六七五）の貞順院没後に迎え入れられた継室を意味すると考えられる¹⁰。靈鷲院の可賀の墓誌にも「濃州多良郡源貞則女也、其母木村氏」とあり、速証院は実母であったことが分かる。

さて、貞則は宝永七年の没で、可賀の母は享保二年十一月の没であることから、当該観音像の制作時期を享保二年十一月～七年春までの四年半弱の間に絞れるのであるが、私見では享保二年に制作された可能性が高いと考えている。それはこの年が母の没年であるということに加え、可賀が得度した年に当たると見られる。微笑尼と号したのもこの時期だと思われる。墓誌を見る限り、得度の理由については記されていないが、この年に得度することが母の死没と無関係とは思えない。また可賀が養子とした、後の西高木家六代である篤貞は享保七年¹¹の生まれなので、養育するのはその先のことであるし、先述の通り可賀が剃髪して諸国を行脚したのは寛保三年（一七四三）である。

したがって享保二年段階では遠山景供の正室という立場を離れてはおらず、時期的にも側室より引き取った子どもの養育をしていると考えるのが自然である。それにも関わらず得度をしたことを、両親の追善目的と考えるのは妥当ではないだろうか。そうすると、当該像もその一環として制作されたもので、可賀にとつて念持仏のような役割を果たしていたのかもしれない。

三、造像方法について

墨書にある、両親から送られた手紙をもとに仏像を制作したとあるが、それは一体どのような制作方法であろうか。その方法を考える上で欠かせないのが、靈鷲院所蔵の「観音煉像諸国得券牒¹²」という史料である。その冒頭に、次に掲載する、享保九年（一七二四）、武蔵の靈穩大慈門徒が記した「観音大士煉像記」がある。

【史料B】

観音大士煉像記

此救世大士之煉像者、濃州多良郷高木氏息女、法諱微笑之所造也、微笑居常聚双

親手沢之華牋、毎牋書普門品、焼而斂其灰烬、又采采樞葉若干、每葉書大士号、同焼而足過半、併納之白中、命侍女搗三十三万有余、下自以聖号計杵数、糝粉成而黒漆煉其製也、慣京華林丘寺内親王之規模、脱幾像庶幾頌藏之諸州名藍、為双親井上菩提、倘有信心之曹不問、縑素心需而寄与之素微笑之志願也、微笑、俗名可賀曾、為尾州遠山氏某室、人琴瑟相和、自若歸我大慈翁法道、而受以今法諱、其志操可知焉、令予記造像之始末、而拡充諸遐邇云、皆享保第九龍舎甲辰某月日、武州靈隱大慈翁門徒某記

微笑

明らけき道のしるへそ濱千鳥

はかなき跡を世々に残して

これによれば、両親の手紙を集め、そこに普門品（観音経）を書写して焼いた灰と、櫛の葉に観音大士の称号を書いて焼いた灰とをそれぞれ臼に入れて、侍女に三十三万遍搗かせて漆で煉ったものを観音像に成形したという。この像は「観音大士煉像記」の後に続く得券牒から各地に送られたことが分かる。靈鷲院には現在その観音像と鑄型が残っている。しかし、「観音大士煉像記」の記述だけ見れば、灰と漆のみで生成了ように思われるが、これらの観音像は鉛製とみられ、鑄型があることから、この灰と漆で煉ったものを鉛に混ぜて成形したと考えるのが適切であろう。

「観音大士煉像記」の記述と照合すると、当該観音像の厨子裏の墨書にある「双親在日集所賜簡墨、謹手形摸之」とは、両親からもらった手紙（の筆跡）を書写し、それを燃やした灰を煉り込んで作った、という意味だと考えられる。

しかし、経緯は似ているが、当該観音像と各地に送られた観音像は直ちに結び付けられるようなものではない。その理由としてまず挙げられるのは時期の隔たりである。「観音煉像諸国得券牒」では、いっどこに観音像が送られたのかが分かっているが、その時期は、年号が確認できる限りでは享保十年五月八日の信濃善光寺塔頭玉照院を皮切りに同十六年までの七年間、そして少し時期を隔てた元文四（一七三九）・五年の二年間である。特に享保十年から同十六年にかけては毎年観音像が送られている

ことを考えると、享保七年以前に制作された当該像と直接結び付けることは難しい。加えて決定的な理由は、その尊容の違いである。各地に送られた観音像は立像であるが、当該像は坐像である。また、当該像と異なり光背もついていない。同じ観音像でも鋳型を用いて大量生産されたものではなく、一点物だと思われる。

しかし墨書と史料を比較する限りでは、少なくとも、造像に際して両親の手紙が関わっていることは間違いないと言える。「両親の手紙を用いて（その灰を煉りこみ）造像して、父母の冥福を祈る」という追善行為は、可賀にとつて重視な意味を持っていたのであろう。

四、「済生山正林寺縁記」と良鞭

さて、厨子背面の墨書をした良鞭とはいかなる人物であったのか。そのことを語る上で欠かせないのが、西高木家の菩提寺である正林寺（大垣市上石津町祇宜上）に関する「済生山正林寺記（以下、寺記とする）」・「済生山正林寺縁記（以下、縁記とする）」という二つの縁起である。これらは現在、名古屋大学附属図書館研究開発室所蔵の写真版で確認することができる。両者は「寺記」は漢文、「縁記」は仮名交じり文という表記の違いはあるが、これら史料のおおまかな構成は共通している。表現が類似していることも多いため、一方を参照しながらもう一方が作成されたと考えてよい。

そして「縁記」の末には、「或ル予ニ謂フ、正林ノ由来誰カ知ル事アラン、今予カ視聴ニ熟スルヲ以テ記シテ後世ニノコサズンハ後人必ス悔ル事アラン、因テ国字ヲ以テ大略ヲ誌ス」とある。「予」とは良鞭であり、良鞭自ら正林寺の由来を伝えるために執筆したものであると分かる。一方で「寺記」は末尾から伊予如法寺（現愛媛県大洲市柚木）の末寺である遍照寺¹⁴の元庵祖徴が撰じたもので、良鞭の示寂も記されている。なお、二つの記録によれば良鞭は享保十六年（一七三二）四月に伊予に渡っていることがわかる。¹⁵

以上から、二つの史料の編纂・伝来の経緯は次のように考えられる。良鞭が正林寺から如法寺に移った後、求めに応じて正林寺の由来を述べた「縁記」を作成した。そ

れはもちろん美濃に送られたが、良鞭のいた伊予にも残された。そしてその「縁記」を参照し、祖徴が漢文に再構成したのが「寺記」であった。「縁記」は寺院縁起に類するが、内容に靈験譚などを含んでおらず、良鞭自ら同時代の状況を執筆したものであること、信憑性は高いと考えられる。

さて、これらの史料に加え、良鞭の師である節外祖貞（妙応禪師）の伝記¹⁶を参照しながら、良鞭の生涯をみていこう。

良鞭は播磨国赤穂の三木氏の出身で、十二歳の頃、如法寺に住持した祖貞の下で出家して修行に励んだ。高木家との交わりとしては、衛貞¹⁷による祖貞への求めに応じる形で、祖貞高弟として、正徳元年（一七一）に多良を初めて訪れた。その時に速証院や、貞衛室である松寿院と関わったという。さらに享保十一年に衛貞が設けた常楽庵を居所とした。同十三年の衛貞の没後、貞輝によって常楽庵を正林寺と改め、逸山祖仁（浄名禪師）を開山とし、自らは引き続き住持したという。その後同十六年四月、正林寺を法弟である無等（探源祖篆）に任せると、自らは推挙されて伊予景光寺（現愛媛県大洲市）¹⁸に移り、寛保二年（一七四二）九月四日に五十歳で寂したという。

それでは、この良鞭と可賀にはどのような関わりがあったのだろうか。「縁記」の中で可賀が最初に登場するのは次の箇所である。

【史料C】

享保十六亥ノ春貞輝公卒ス、亮鏡院清円ト法号ス、松寿院尼師祖被教行ヲ正林ニ喜捨ス、貞輝曾テ尾州遠山景供ノ二男重一郎貞刻公ヲ養子トス、貞刻ノ母公ハ貞則ノ令女ニシテ貞輝ノ賢姉ナリ、景供卒シテ後子、靈鷲院微笑大姉ト云フ、大姉則ノ令女ニシテ貞輝ノ賢姉ナリ、身ニ塵垢ヲ禁ス、中年ニ及テ靈泉海老ヲ尾州ニ招キ法要ヲ聞テ自己ヲ了知ス、其ノ後子洞家ノ独橋師ヲ拜ス、橋師主人公ノ古則ヲ提撕セシム、昼夜打成ニ工夫ス、一朝撞著主人公即チ和歌ヲ以テ所解ヲ呈ス、

山深クタズネタズネテ主人公逢テ見タレハナニノ名モナシ、

橋師許可ス又願翁師ヲ宅ニ招ク、頑師蟬ノ殻ヲ取テ同ク殻ヲ茲ニアリ、蟬甚広

処ニ向テ去ル、大姉声ニ随テ頑翁ト呼フ、頑師応諾ス、大姉云ク、蟬茲ニアリ、或時日蓮宗身延ノ上人尾ノ妙蓮寺ニ来ル、大姉往テ大通智勝仏十劫坐道場ノ文ヲ奉テ問フ、上人ノ荅話ノ分明、即チ和歌ヲ呈ス、

法華経ノ八巻ノ教ヲ読ナガラ妙ノ一字ヲ知ル人ソナシ、

大姉常ニ双親手沢ノ華賤ヲ聚テ賤コトニ普門品ヲ写シ、焼テ其ノ灰燼ヲ歛メ楳葉若干ヲ采テ葉ゴトニ大士ノ號ヲ書シ同ク焼テ併セテ是レヲ臼中ニ納テ侍女ニ命ジテ搗ク事三十三万有余下、自ラ聖号ヲ以テ杵数ヲ計ス、糞粉成テ黒漆煉ルニ模ニ幾ク像ヲ脱シテ是レヲ諸州ノ名藍ニ頒シ藏メテ双親無上菩提ノ為メニス、若シ信心ノ曹ラアレハ、緇素ヲ不問、需メニ応シテ寄与ス、享保十六年ノ春貞刻公多良ニ移ル、母公モ同ク来テ後見ス、速証院及ヒ亮鏡院ノ志願ヲ追思シテ、正林ノ外護スル事増ス渥シ、涅槃像一幅尾陽大君ノ画師ヲシテ令図之、寄俯ス、

貞輝の没後は、養子となっていた遠山家出身の貞刻(篤貞)が当主となるのであるが、その母として可賀について説明が加えられている。可賀の記述は他の人物に比べて明らかに細かく、「縁記」全体の流れとは独立して挿入されているかのような印象を受ける。その構成は、傍線部の出家に関するエピソードと、波線部の観音造像に関するエピソードからなる。このうち観音造像の部分は一見すると分かる通り、【史料B】とほぼ同じ内容になっている。「縁記」の別の箇所を参照すると、「享保十一年午ノ春、予江都ヨリ尾州ニ到リ遠山景供ノ宅ニ在テ錫ヲ留ムル事」とある。【史料B】は享保九年に成立しているため、この時に良鞭が参照していたのであろう。一方、傍線部は靈鷲院側の可賀の記録には登場しない話も盛り込まれているため、この時に伝聞したエピソードの可能性がある。

しかし、観音像の墨書が享保七年のものである以上、良鞭は遠山家を訪れる前からすでに可賀と面識があったと考えてよい。良鞭が多良を訪れた正徳元年にはすでに可賀は遠山家に嫁いでいるので、実母の速証院か、異母兄の衛貞、その室の松寿院のいずれかを介して繋がったのであろう。

もう一つ両者の関わりを語る上で欠かせないのが同史料にある次の記載である。

【史料D】

松寿院尼大師此ノ年五月廿日ヲ以テ逝去ス、尼師預メ予ニ段子ノ蒲団一箇ヲ賜テ法衣ト成ントホツスレトモ不果、予微笑大姉ニ謂テ曰ク、此ノ段子九条法衣ノ地トシテ可ナラン、其ノ餘ノ不足処ノ綿繡綺羅ハ大姉喜捨シ自ラ裁縫シテ尼師ノ志ヲトゲテ禪師ニ贈ルヘシ、大姉歡喜シテ其ノ後子綿繡ノ新故細大ヲ不損、俱ニ収集シテ終ニ僧伽製衣ヲ製シテ禪師ニ被贈、其ノ様璨然タルカ如シ、寔ニ針巧可称、禪師打一偈遠信ヲ謝ス、大姉モ又和歌ヲ以テ尊偈ノ謝ヲ仲、

禪師偈

施心一念先天地

線路纒通北作南

塔起無針無箭処

萬紅千紫一肩擔

子塵尊鈞欽上老禪師

無針無箭一金鏤

祖仏由来伝自南

庚嶺誰言提不起

瑞雲斯日半肩擔

大姉和歌

誰カ代ヨリキノメシ法ノカラ衣モ始メナケレバ終リシラレズ

これによれば、松寿院は以前、良鞭に段子の蒲団で法衣を作って贈りたいと思っていたが、亡くなったため果たされなかった。良鞭はそのことを可賀に伝えたところ、可賀は喜んでそれに応じ自ら裁縫して法衣を作って良鞭へ送ったという。その法衣は節外から如法寺の住持を引き継いだ、良鞭兄弟子の逸山祖仁(浄明禪師)へ奉納したため、祖仁は偈で謝意を示し、良鞭も和韻し、対して可賀は和歌を奉じたという。松寿院の遺志を継いでわざわざ自ら裁縫して法衣を贈るのであるから、可賀と良鞭の間に深い繋がりが推測される。

五、高木家の信仰をめぐる問題

さて、「縁記」を読んでいくと、この十八世紀中盤は、高木家の宗旨にとって大き

な変化である、禅宗の流入が発生した時期と分かる。このことについては、『高木家文書』中の葬祭関係史料の分析を通じて、桐原千文氏による研究¹⁹が進められているので、氏の成果を踏まえてその概要を述べていきたい。

高木家は元龜二年（一五七二）の長島一向一揆に家臣が多数参加していたように、戦国時代末以来本願寺門徒であった。特に伊勢国桑名郡の香取法泉寺（現三重県桑名市）とは縁戚関係にあった。なお、慶長七年（一六〇二）の本願寺東西分立後、法泉寺は東派に属したため、高木家も東派門徒となっている。しかし法泉寺を檀那寺としたのは高木家のうち当主と嫡子のみで、それ以外については念通寺・唯願寺といった領内の東派寺院が檀那寺となっていた。しかし十八世紀になると西高木家には複数寺制が導入されて禅宗が当主と嫡子以外の宗旨となり、享保十三年（一七二八）に建てられた正林寺を檀那寺・墓所としていったという。

当該資料で冥福が祈られている速証院の信仰について、「縁記」の冒頭に次のように示されている。

【史料E】

貞則ノ室法名速証院幼ニシテ世ノ幻ヲ悟リ、深ク仏道ヲ信心シ、心ヲ教外ノ禅ニ傾ク、故ニ慈ニシテ愛アリ、節ニシテ貞ナリ、又和歌ニ志シ深クシテ終ニ其ノ名ヲ夷洛ニホトコス、曾テ海禅仏鑑和尚慈慶大春和尚ヲ時ニ宅ニ請シテ法要ヲ問フ、然レトモ心頭不安常ニ仏神ニ誓願シ坐禅工夫ス、

これによれば、速証院は幼い頃より仏教、とりわけ禅宗に傾心し、海禅寺の仏鑑や慈慶寺（慈溪寺・現大垣市）の大春を招くほどであったという。一方で、先述の「御忌日記」に、次のように記されている。

【史料F】

享保二丁酉年十一月十四日
本 速証院殿桂室高円尼大姉様

貞則様御後室 御墓御西御裏

京都之住人 木村四郎右衛門女

享保十六年辛亥五月廿日

禅 松寿院殿真相栄尼大姉様

五郎左衛門衛貞様御室 小笠原大膳亮信秀公之御女

御墓所本堂寺

〔旗本高木家文書〕F-111-1-17

この史料では当主以外の法号の前に、本願寺門徒ならば「本」、禅宗を信仰していれば「禅」と記される。また、明和二年（一七六五）から作成を開始した「御先祖御年忌覚」でも次のように記されている（この史料は後の加筆が多いため、作成当初に記されたと思われる部分はゴシック体で記した。）

【史料G】

享保二酉年十一月十四日

速証院様

唯願寺

当酉年四拾九年 安永五丙申年迄六拾年 安永十丑迄六拾五年

寛政三丑迄七十五年

〔旗本高木家文書〕F-111-1-11

唯願寺とは速証院の檀那寺を示していると思われる。唯願寺（現上石津町下山）は西高木家陣屋から直線距離にして4km強離れた、東派本願寺寺院である。実際に明和九年二月に唯願寺から速証院永代供養料の請取状²⁰が出ていることからその役割が窺える。すなわち【史料E】で禅宗に傾心しているにも関わらず、本願寺門徒とし

て位置づけられているのである。

一方で、速証院の息女である可賀の「行由記」には次のような記載がある。

【史料H】（合略仮名は全てカタカナ表記に改めた）

五歳 偶ニ遊ニ親戚ノ家ニ、聴ニ人ノ読ニ本朝信州善光寺弥陀如来観応ノ縁由一、始ニ信ニ因果ノ理ニ深帰ニ仏乗ニ、爾ニ後日ニ称ニ弥陀宝号ノ者ノ一百八遍無シ日トシテトバコトセセ
称焉、七歳 随ニ母ニ同ニ請ニ邑ノ一向専念寺ニ聞ニ他力ノ宗要ニ未ニ全ク肯レ之、又請ニ他寺ニ聴ニ妙経講ニ、倍ニ進ニ修仏乗也、八歳 関ニ松見寺如大尼ノ伝記ヲ竊ニ慕レ之、自誓ニ以爲吾レモ關ニ一寺ノ基ニ、以ニ托ニ名ヲ於ニ不朽ニ從レ是專ニ注ニ心ニ
吾宗ニ、時ニ参ニ訪ニ濟洞ノ名匠ニ、夙夜匪懈ニ習禪焉、十歳 懇ニ求シ京師林丘内親王手造円通大士煉像ニ、則レ不レ日ニ得レ拜ニ賜ニスルコトヲ之ニ、

これによれば、可賀は五歳の頃に親戚の家で信濃善光寺の阿弥陀如来の感応譚を聞いたのをきっかけに仏教に傾心し、阿弥陀の宝号を毎日唱えるようになった。その後七歳の頃に母に随って「一向専念寺」、すなわち浄土真宗の寺院より他力回向について聞いたが全てを受け入れることができなかった。一方で、法華経の経義を聞いてなお傾倒し、八歳の頃に松見寺（現関市）の如大尼の伝記に影響を受けて一寺を開く決意を持ち、「吾宗（禅宗のことか）」に心を注ぎ、臨濟宗や曹洞宗の高僧の下を訪れ習禅に励んだという。

ここでは、可賀が生家高木家で重んじられていた浄土真宗に懐疑的で、徐々に禅宗に傾心していく様子が記されている。一方で、娘を随行させて浄土真宗寺院で他力回向の宗要を聞く母が登場するが、この母とは速証院に当たると考えられる。すなわち速証院が真宗門徒として描かれているのである。この史料については、伝記という性格から全てを鵜呑みにすることはできないのはもちろん、後欠となっていて、成立時期も分からず、他の可賀の伝記のものになったのか、それとも他の伝記をもとに後世の修飾が加えられたものかも分からないため信憑性には疑問符が付く。また靈鷲院に残る史料であることから、禅宗を優位とする意識が反映されていることは差し引きし

て考える必要がある。しかし、【史料F・G】と照らし合わせると、例えば個人で禅宗に傾心していても、高木家の人物である以上、真宗門徒という立場を離れることができないという板挟みの状況が浮かび上がってくる²¹。

ほかに「縁記」に登場する、衛貞と松寿院の禅宗との繋がりにについては、出自との関係が考えられる。まず衛貞については、「先祖書」・『寛政譜』によれば貞則次男として誕生したため、当初は京都嵯峨の天龍寺塔頭である鹿王院に預けられていたという。このことについて斎藤夏来氏は、『小寺家文書』の酒井忠知書状と『寛政譜』の記述から、貞則の兄で鹿王院の中興開山であった虎岑玄竹のもとで衛貞が養育された影響を指摘している²²。鹿王院は天龍寺派であり、正林寺は妙心寺派であるため、直接的とは言えないものの、禅宗の影響があったとみてよい。

続いて、衛貞の室、松寿院は、小笠原系図・系譜類では小笠原信秀女として登場する一方で、『高木家文書』中の「松寿院実父実兄院号書上」²³（作成時期不明）では信秀の妹として登場する。いずれにせよ小笠原家出身であることは間違いない²⁴。小笠原家は当時越前勝山藩主で、臨濟宗妙心寺派の開善寺（現福井県勝山市）を菩提寺としている。小笠原家は松寿院以前も高木家と縁戚関係を持っており、禅宗、特に妙心寺派の流入にかかわって大きな役割を果たしたと考えられる。

しかし、彼らの信仰を以てしても、西高木家の宗旨替えには至らなかったと考えられる。当主となった衛貞はやむを得ない部分もあるが、松寿院についても、前掲の【史料F】を見ると墓所は本堂寺（現上石津町三ツ里）とある。歴代高木家の室の中で禅宗寺院に墓所が設けられたのは松寿院が初めてであるが、あくまで本堂寺は東高木家の菩提寺である。「縁記」と照らし合わせれば、松寿院が没した享保十六年には、すでに正林寺は建立されている。もし正林寺が西高木家の菩提寺として位置付けられているのであれば、正林寺を避けて本堂寺に墓所を設けるのは不自然である。したがって、まだこの段階の正林寺は菩提寺としての性格を有しておらず、衛貞―貞輝が個人的な祈願で建立した寺院に過ぎなかったのではないだろうか。

それでは、正林寺が菩提寺としての機能を有するようになったのはいつ頃であろうか。それは正林寺に西高木家墓所が設けられるようになった時期から判断するべきで

あろう。²⁵ 正林寺にある高木家の墓で最も古いのは宝暦五年（一七五五）七月十日にわずか二歳で早世した篤貞の三女・世曾のものである。それ以後、いずれも若くして亡くなった篤貞の三人の女は墓所を岡山とし、次男は再び墓所を正林寺としている。しかしいずれも「御先祖御年忌覚」では正林寺が檀那寺となっている。

しかし、高木家を除けば、それよりも古い墓所も正林寺にある。それは延享元年（一七四四）四月七日に没した春月院の墓である。すでにこの墓については川口氏が指摘しているが、春月院とは可賀と遠山景供の息女で、正林寺の墓石は父景供とともに祀られている。²⁶ 墓石の裏面には「景供室」とあり、可賀が建立したことが分かる。加えて川口氏によれば、正林寺には篤貞が納めた春月院の位牌もあったという。

これらのことを踏まえると、正林寺は可賀―篤貞母子の働きかけを経てようやく高木家の菩提寺として位置づけられるようになったと言えるであろう。【史料C】では貞刻すなわち篤貞が多良に来た時に可賀も来て後見したとあるので、正林寺にも関わって続いていたと思われる。

そして「縁記」は、この高木家への禅宗の流入から正林寺の西高木家菩提寺化に至る一連の過程の中で位置づけられるべきであろう。「縁記」に記された中で時系列上最も遅い出来事は享保十九年（一七三四）の祖仁の示寂であるから、「縁記」が作られたのはこの年から良鞭の示寂する寛保二年（一七四二）の間にあたる。この時期に「或人」が正林寺の由来を記すことを良鞭に求めたとすれば、それは禅宗を高木家にとって正統なる信仰とし、正林寺を菩提寺とするという「権威付け」が目的であったと考えるのも不思議ではない。

むすびに代えて

以上、当館が昨年度寄贈を受けた龍昌院旧蔵観音菩薩坐像および高木家の信仰について考察を深めてきた。観音菩薩坐像が制作されたと思われる享保二年から七年にかけては、良鞭が多良に足を運び、高木家の衛貞や松寿院と交流を深めた時期に当たる。その中で、可賀が両親の冥福を祈るための観音像を制作したことは、自身の観音信仰を具現化すると同時に、高木家への禅宗流入に寄与する姿勢を示しているのではない

だろうか。可賀の建立した霊鷲院と、正林寺とはいずれも観音菩薩像を本尊としており、彼女の観音信仰とは、言うまでもなく禅宗に裏付けられたものと考えられる。

それでは、この十八世紀の間に禅宗信仰が進んだ要因は何であろうか。まず考えられるのは血脈の問題である。貞則自身は酒井家出身で、高木家の血を引くのは貞勝女であった。ところが貞勝女が亡くなり、高木家の血を引くのは衛貞のみとなった。そして衛貞が亡くなると、酒井家出身の貞則と木村四郎右衛門女（速証院）の子である貞輝が後継となり、完全に高木家の血は断絶した。そしてこれ以降、高木家は酒井家・小笠原家・遠山家の血が家を存続させるという状況になった。酒井家・小笠原家は臨濟宗、遠山家は曹洞宗を宗旨としていたのであるから、高木家の宗旨が禅宗へと移行するのは必然であったといえるだろう。

そのように考えた時、当該観音像は、高木家の宗旨の変化の過程の中に位置づけられる、貴重かつ興味深い資料といえる。

しかし一方、本稿で解決しきれなかった疑問点もある。当該観音像が禅宗信仰に基づいたものであったとしたら、正林寺にそのまま残っていてもおかしくない。「縁記」にみえる可賀の影響力を考えればなおさらである。この像はどこで多良の地を離れ、流浪していったのか。こればかりは史料の制約上窺うことができない。

そして先述の通り、貞則の法号がその他の史料類と一致しない部分がある理由もよく分からないのである。仮に当該像が可賀に仮託した後世の創作物であったとしても、法号だけが誤っているのは不自然であろう。

これらの点については、まだまだ検討すべき余地が残されている。

¹ 信長・秀吉・家康と高木家との関わりについては、河井信幸「美濃国武将 高木権右衛門く信長に鯉を 秀吉に鶴を 家康に敷物を贈った男」『岐阜県歴史資料館報』

三二、二〇〇九）や山田昭彦「織豊期・西美濃高木氏の動向―『高木家文書』を中心として―」（『岐阜県博物館調査研究報告』三七、二〇一七）に詳しい。

² 『旗本高木家文書』（名古屋大学附属図書館蔵）F111（1）1（同文書については以下請求番号に基づき、大項目・中項目・小項目）―整理番号の順に記す。）ほか、数多く残っているが、これらは同年に幕府から提出を命じられたものの控えである。

原本は『諸家系譜』にまとめられ、『寛政譜』作成の際には参考とされた。

³ 西高木家の当主は、貞政を初代として数える場合と、西・東・北高木家に分かれた際の当主である貞利を初代として数える場合がある。本稿では後者で記す。

⁴ 『上石津町史 史料編』（一九七五）に所収。

⁵ 霊鷲院関係資料については、いずれも『日進町誌』資料編三（一九八五）に所収。

⁶ 可賀（微笑尼）については、川口高風「霊鷲院に安置される曹洞宗両祖の御霊骨」（『禅研究所紀要』一三、一九八四）などで詳細な研究が進められている。氏の論文に学ぶところは多く、本稿執筆にあたっては氏の御協力を仰いだ。

⁷ 『名古屋叢書 続編』第十九巻（名古屋市教育委員会編・一九六八）に所収。

⁸ 霊鷲院所蔵資料をはじめとして、多くの場合、可賀ではなく微笑尼の名を用いることが多いが、本稿では観音菩薩坐像の表記に従い、名前を可賀に統一した。

⁹ 宗派によって戒名・法名・法号など呼称は異なるが、本稿では「高木系譜」に従い、法号に統一した。

¹⁰ 木村四郎右衛門女は「先祖書」・『寛政譜』では貞輝母として登場するのみで、貞則の継室としては記されていない。このような事態が発生する原因として一つ考えられるのは出自の問題であろう。高木家当主の室は婿入りした形の貞則を除き、基本的には小笠原家をはじめとする大名が多い。その中で名前もはっきり記されない木村氏は異例で、『寛政譜』にも木村四郎右衛門にあたる人物は登場しない。西高木家三代貞勝の女で、西高木家初代・貞利の血を引く前妻（貞順院）に比べると、速証院は生家の家格が劣っていたため、幕府に提出した「先祖書」や、それを受けて作成された『寛政譜』には、継室として記されなかった可能性がある。

また、「先祖書」よりさらに遡る明和二年（一七六五）から作成を開始した「御先祖御年忌覚」では、貞順院について次のように記されている。（本文で述べた通り、ゴシック部分が作成当初の記載事項と考えられる。）

延宝三卯年十一月廿六日

貞順院様

清入様

清閑様

御息女様之

奥様

当四年九拾老年 安永五丙申年迄百二年 安永十丑迄百七年

寛政三亥迄百十七年

ここでも貞順院は「清閑様奥様」すなわち貞則室として記される一方で、【史料G】のように、速証院については貞則の継室であることは記されていない。「先祖書」や『寛政譜』と異なり、「御先祖御年忌覚」は高木家内で適宜加筆されていた文書で、対外的なものとは考えにくいにも関わらず、このような表記なのである。ちなみにこの明和二年段階の西高木家当主は、七代・篤貞である。篤貞は可賀の養母なので、血はつながっていないものの速証院は外祖母にあたる。それでもなお、はっきりと継室として速証院を位置付けることはできなかったということではないだろうか。

このように考えた時、注目すべきは「高木系譜」の表紙の「経貞再改之 西館蔵書写」という記載である。西館とは、西高木家陣屋のことだと考えられるので、陣屋に収められていた蔵書を書写したということであろう。そして九代・経貞が「再び改めて」作成したということが分かる。では何を改めたのか、というと、経貞の父・貞臧が編纂した「先祖書」であろう。「高木系譜」を見ると、「先祖書」の内容・構成に従いながら、貞臧の寛政三年以降と自身について補足し、先代についても若干の表記の変更や情報の追加が行われている。その中で、後室（継室）として付け加えられたのが速証院こと木村四郎右衛門女であった。このことから、経貞の頃になってようやく曖昧な立場であった速証院は対外的にも継室として位置づけられたのではないか。

¹¹ 『寛政譜』には「享保十六年四月六日遺跡を継（時に十歳）」とある。

¹² 『日進町誌』資料編三（一九八五）に所収。

¹³ この一連の造像については、川口高風「微笑尼の観世音菩薩像と藕絲の袈裟について」（『愛知学院大学教養部紀要』五六―四、二〇〇九）に詳しい。

¹⁴ 「寺記」には遍照寺とあるが、大洲城南の椎の森に設けられた遍照庵のことであろう。盤珪永琢（節外祖貞の師）はここで弟子を鍛えたという（『愛媛県史 学問・宗教』一九八五）。元文五年（一七四〇）書写の『大洲秘録』によれば、遍照庵は如法寺の末寺とされ、場所を柚木に移している。なお、盤珪永琢については細田源吉『盤珪国師伝』（北海道出版社、一九四二）に詳しい。

¹⁵ これは播磨龍門寺（現兵庫県姫路市）、江戸光林寺（現東京都港区）と並ぶ盤珪永琢の三大道場でもある如法寺へ移ったということであろう。

¹⁶ 節外祖貞の事蹟については、細川晋輔「盤珪の法嗣、節外祖貞禅師の行履―光林寺旧蔵『光林二世特賜大慈妙應禅師年譜』を中心に―」（『臨済宗妙心寺派教学研究紀要』一四、二〇一六）によって整理されている。

¹⁷ 「寺記」・「縁記」ではいずれも貞衛と表記されている。単なる誤記なのかは不明であるが、本稿では高木家の系図類に従い、衛貞に表記を統一した。

¹⁸ 瑞雲山景光寺は『大洲秘録』によれば、如法寺の末寺として徳森にあったという。その後昭和五年（一九三〇）刊行の『全国寺院名鑑』でも確認できるが、現存はしていない。

¹⁹ 桐原千文「複数寺制の導入と『檀家』の成立―美濃国交代寄合西高木家の場合―」

（『徳川林政史研究所研究紀要（昭和五十六年度）』一九八二）

²⁰ 『高木家文書』F-111（1）-420

²¹ 「縁記」によれば、正林寺の山号である「済生山」は貞則の院号である済正院に因んだとある。貞則自身も当主という立場上真宗門徒ではあるが、出自が酒井家であることから禅宗信仰があった可能性は高い。

²² 斎藤夏来「真宗門徒旗本高木家の禅宗信仰―二〇〇九年春季特別展『旗本高木家

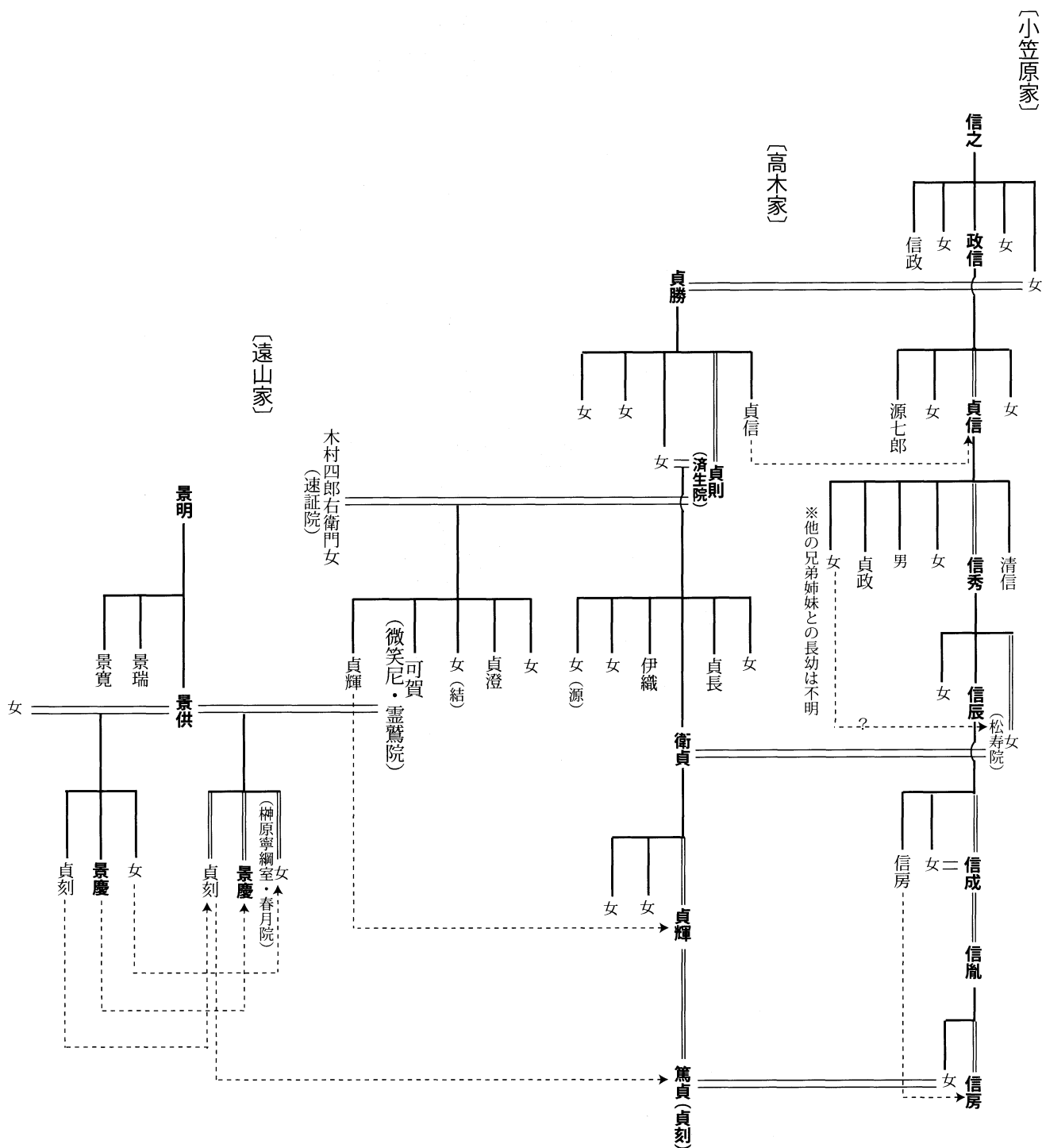
の近世と近代』余録―」（『名古屋大学附属図書館研究開発室LIBST』No. 16: 1100九）

²³ 『高木家文書』F-111（1）-409

²⁴ このように、同じ『高木家文書』の中で、高木家とつながりの深い（高木・小笠原・遠山家関係系図参照）小笠原家の人物比定が二つに分かれるのは不自然である。したがって、私見では、松寿院は高木家出身の小笠原貞信の子、信秀の妹として生まれ、後に信秀の養子になった可能性を考えている。もし信秀女が、信秀妹から養子になったとすれば、『寛政譜』で高木家は衛貞―貞輝のように兄弟―養子となったことは記されているのに対して、小笠原家は同様の場合でも記されていないことになる。平野仁也氏によれば、『寛政譜』を編纂する際には、各家より提出された系譜（呈譜）間に矛盾がないように丹念な確認作業が行われたという（『寛政重修諸家譜』の呈譜と幕府の編纂姿勢」（『日本歴史』八〇三、二〇一五）。なお、『寛政譜』に先んじて編纂された『藩翰譜続編』（『新編藩翰譜』第三卷（新人物往来社・一九九七）所収）でも信秀女が衛貞の室となったと記されている。

²⁵ 高木家墓所については、石川寛「西高木家墓所について」（大垣市教育委員会編『岐阜県史跡旗本西高木家陣屋跡―測量調査・発掘調査報告書―』二〇一三）で整理されている。

²⁶ 川口高風「靈鷲院の歴住の略伝（上）」（『禅研究所紀要』四〇、二〇一一）・「靈鷲院の歴住の略伝（下）」（『禅研究所紀要』四一、二〇一一）



高木・小笠原・遠山家関係系図

ゴシック体の人物は各家で当主となった人物を示す。

高木家については「高木系譜」、小笠原家については『寛政重修諸家譜』、遠山家については『士林派源』を参考に作成した。

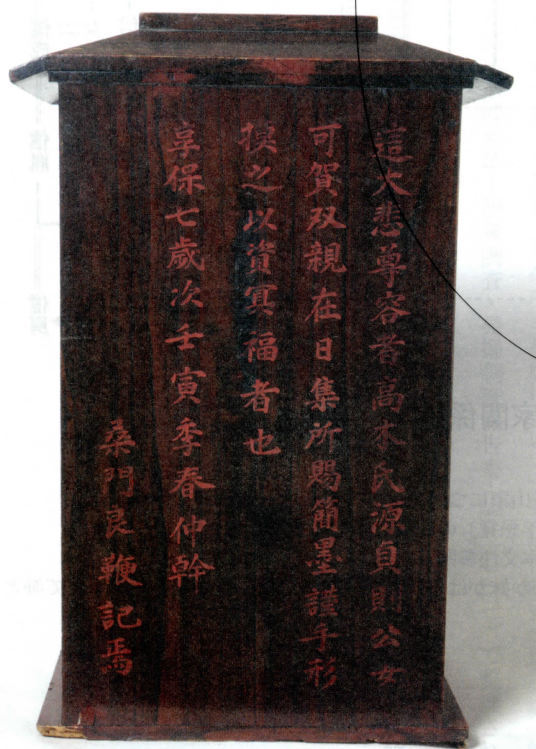
※高木貞則の子については、母を高木系譜の記載順および生年、「御先祖御年忌覚」の記載を参考に判断した。

女(松寿院)については、貞信女から信秀養女となった可能性がある。(本文注参照)

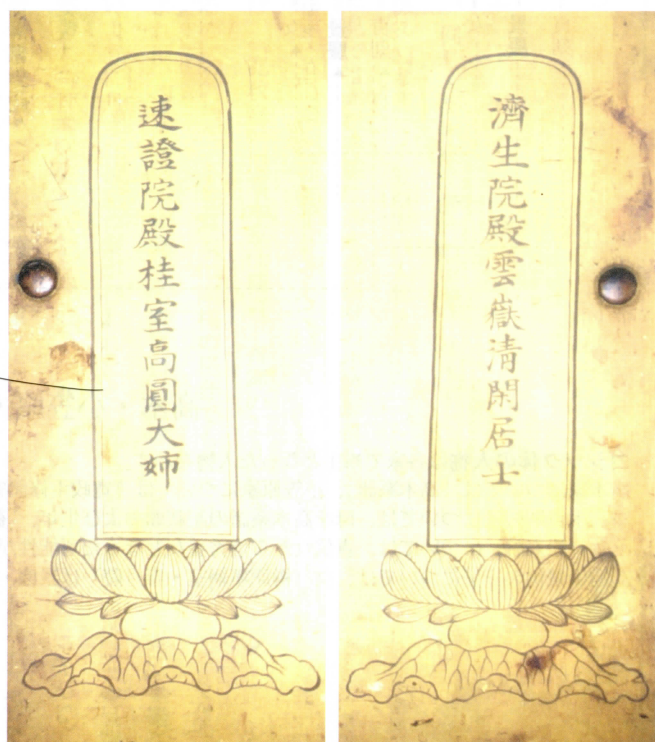
遠山景供の三子については、女(榊原寧綱室・春月院)は景慶・篤貞の姉か妹かは不明だが、ここでは「行由記」を踏まえて姉とした。



厨子正面



厨子背面



扉部分拡大